



目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意の成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学支援課)	1
○国土調査の成果の認証 (3件) (用地対策課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の名称の変更の届出 (会計管理課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農地・担い手対策課)	2
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の役員の退任 (")	2
○土地改良区の清算人の退職 (")	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	4
入札公告	
○一般競争入札 (一般校務用ノート型パソコンの借入れ) の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	5

告 示

高知県告示第335号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112

条の2第3項の規定により告示する。

平成24年5月16日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

浦尻加入区

高知県告示第336号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により平成20年5月高知県告示第294号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成24年5月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年5月16日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

浦尻加入区

高知県告示第337号

次の者を平成24年5月15日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。

平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	役職名
村岡 高光	高知学芸中・高等学校長
吉田 圭一	明德義塾中・高等学校長
氏原 憲二	学校法人日翔学園理事長
長崎八重美	高知文化服装専門学校長
石本 美智	高知工科大学環境理工学群准教授
宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会長

高知県告示第338号

須崎市押岡の一部地区、香美市物部町大栃の一部地区、安芸郡芸西村国光地区並びに高岡郡佐川町加茂及び岩目地の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 須崎市
 - 香美市
 - 芸西村
 - 佐川町
- 調査を行った地域及び時期
 - 須崎市押岡の一部
平成13年度、平成14年度及び平成15年度
 - 香美市物部町大栃の一部
平成20年度及び平成21年度
 - 安芸郡芸西村国光

平成21年度及び平成22年度
(4) 高岡郡佐川町加茂及び岩目地の各一部

平成21年度及び平成22年度

3 成果の名称

- 須崎市地籍図及び地籍簿
- 香美市地籍図及び地籍簿
- 芸西村地籍図及び地籍簿
- 佐川町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成24年5月18日

高知県告示第339号

高知市仁井田の一部地区、香南市夜須町坪井及び夜須町千切の各一部地区、香美市香北町白川、香北町五百蔵及び物部町仙頭の各一部地区並びに土佐山田町大後入地区、安芸郡安田町小川の各一部地区並びに土佐郡土佐町和田及び柚ノ木の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 高知市
 - 香南市
 - 香美市
 - 安田町
 - 馬路村
 - 芸西村
 - 土佐町
- 調査を行った地域及び時期
 - 高知市仁井田の一部
平成21年度及び平成22年度
 - 香南市夜須町坪井及び夜須町千切の各一部
平成20年度及び平成21年度
 - 香美市香北町白川、香北町五百蔵及び物部町仙頭の各一部並びに土佐山田町大後入
平成16年度、平成17年度、平成21年度及び平成22年度
 - 安芸郡安田町小川の一部
平成21年度及び平成22年度
 - 安芸郡馬路村馬路の一部
平成21年度及び平成22年度
 - 安芸郡芸西村西分の一部
平成21年度及び平成22年度
 - 土佐郡土佐町和田及び柚ノ木の各一部
平成10年度及び平成11年度

- 3 成果の名称
- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
 - (2) 香南市地籍図及び地籍簿
 - (3) 香美市地籍図及び地籍簿
 - (4) 安田町地籍図及び地籍簿
 - (5) 馬路村地籍図及び地籍簿
 - (6) 芸西村地籍図及び地籍簿
 - (7) 土佐町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成24年5月18日

高知県告示第340号

室戸市佐喜浜町の一部地区、南国市亀岩及び滝本の各一部地区、土佐市宇佐町井尻の一部地区、土佐清水市宗呂下の一部地区、安芸郡東洋町河内及び白浜の各一部地区並びに安芸郡北川村久木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 室戸市
- (2) 南国市
- (3) 土佐市
- (4) 土佐清水市
- (5) 東洋町
- (6) 北川村

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 室戸市佐喜浜町の一部
平成21年度及び平成22年度
- (2) 南国市亀岩及び滝本の各一部
平成22年度及び平成23年度
- (3) 土佐市宇佐町井尻の一部
平成21年度及び平成22年度
- (4) 土佐清水市宗呂下の一部
平成21年度及び平成22年度
- (5) 安芸郡東洋町河内及び白浜の各一部
平成20年度及び平成21年度
- (6) 安芸郡北川村久木の一部
平成21年度及び平成22年度

3 成果の名称

- (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
- (2) 南国市地籍図及び地籍簿
- (3) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (4) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (5) 東洋町地籍図及び地籍簿

(6) 北川村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成24年5月18日

高知県告示第341号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の名称の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市本町二丁目3-31 L Sビル3階
社団法人高知県警備業協会
会長 佐野 博三

(変更後) 高知市本町二丁目3-31 L Sビル3階
一般社団法人高知県警備業協会
会長 佐野 博三

2 変更年月日

平成24年4月1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年5月8日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年5月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年5月8日	特定非営利活動法人高知県自閉症協会	澤谷 壽美	高知市春野町芳原737番地	この法人は、自閉症児者が安心して生活できる社会環境作りのため、自閉症児者及びその家族に対して、自閉症についての正しい知

				識の普及、及び当事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、社会への理解を広めるための活動を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	---

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により公益財団法人高知県農業公社の農地保有合理化事業規程の変更を平成24年4月25日に承認したので、同条第2項において準用する法第7条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類

法第4条第2項第1号に掲げる農地売買等事業

法第4条第2項第2号に掲げる農地売渡信託等事業

法第4条第2項第3号に掲げる農業生産法人出資育成事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
理事 近澤 竜也 土佐市高岡町丙583-1 マリパール1番館102

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市町西部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年5月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
監事 岩井 要 香南市野市町西佐古482
" 中澤 紀明 " 野市町西野 77-5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準

用する同法第18条第16項の規定により、野市町西部土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年 5月18日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
宮崎 孝夫	香南市野市町父養寺114
横田 富夫	〃 〃 53
溝淵 浩史	〃 〃 98
横田 耕榮	野市町西野 29-1
西山 寛	野市町西佐古485
岩井 諭	〃 〃 502

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年 5月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年4月23日 24高幡土開第1号	土佐清水市越前町 244番3ほか	土佐清水市越前町 6番1号 医療法人聖真会 理事長 溝淵 南海郎

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年 5月18日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
 - (2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指

導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成24年7月3日（火）から同月11日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成24年7月9日（月）から同月11日までの3日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1

高知県立ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務

に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成24年6月4日（月）及び5日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成24年6月6日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成24年6月11日（月）から同月13日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様

式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの）1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法
 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
 なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先
 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）
 (2) 高知県警察本部長生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備担当係

高知県公安委員会告示第9号
 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成24年5月18日
 高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 審査の種類、期日及び場所
 (1) 審査の種類
 規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
 ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
 イ 普通自動車免許
 ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日
 平成24年6月21日（木）及び22日（金）

(3) 審査の場所
 吾川郡いの町枝川200番地
 高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項
 (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう

とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の

技能検定に関する技能		成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものについては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格

自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	する知識	基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものについては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものについては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 5月18日

高知県教育長 中澤 卓史

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
一般校務用ノート型パソコン 773台
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成24年10月1日から平成29年9月30日まで
- (4) 納入期限
平成24年9月28日
- (5) 納入場所
県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに高知県教育委員会事務局高等学校課
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24～26年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) この入札公告に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所等

<p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎2階 高知県教育委員会事務局高等学校課 電話番号088-821-4851 ファクシミリ番号088-821-4547</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 平成24年5月18日(金)から同年6月25日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 平成24年5月18日午前9時から同年6月25日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページ(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成24年7月3日(火)午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年7月2日(月)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階 北会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成24年6月25日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす</p>	<p>る。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年5月28日(月)午後5時まで申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を必ず申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be hired: General purpose notebook PCs 773 units (2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Tuesday 3 July 2012 (3) Deadline for tender (by registered mail) : 4:00 P.M. on Monday 2 July 2012 (4) Inquiries: High School Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-821-4851 Fax: 088-821-4547</p>	
--	---	--